

**後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象となるとされた事例**

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 2 年 7 月 9 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（受）第 1856 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 民法 709 条、自動車損害賠償保障法 3 条、民事訴訟法 117 条

【掲 載 誌】 裁時 1747 号 14 頁、自保ジャーナル 2068 号 1 頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25570946

立正大学准教授 柴田 龍

**事実の概要**

原告 X<sub>1</sub>（事故当時 4 歳）が、道路を横断中に Y<sub>1</sub> の運転する大型貨物自動車（以下「本件車両」という。）に衝突される事故（以下「本件事故」という。）により脳挫傷等の傷害を負い、自賠法施行令別表第二 3 級相当の高次脳機能障害等の後遺障害が残存し、後遺障害逸失利益等の損害を被り、また原告 X<sub>1</sub> の両親である X<sub>2</sub> 及び X<sub>3</sub> が、本件事故により X<sub>1</sub> に重篤な後遺障害が残ったために多大な精神的苦痛を被ったとそれぞれ主張して、Y<sub>1</sub> に対しては不法行為による損害賠償請求権に基づいて、本件車両の保有者である Y<sub>2</sub> 社に対しては自賠法 3 条に基づいて、連帯して損害の賠償を求めるとともに、Y<sub>2</sub> 社との間で本件車両を被保険自動車とする対人賠償責任保険契約を締結している Y<sub>3</sub> 保険会社に対しては、保険契約に基づいて、Y<sub>1</sub> 又は Y<sub>2</sub> に対する判決が確定したときは、同額の損害の賠償を求めた。また X<sub>1</sub> らは、将来介護費用に関して X<sub>1</sub> の死亡時を終期として、後遺障害逸失利益に関しては 67 歳を終期とする定期金賠償を求めたところ、Y<sub>1</sub> らは、後遺障害逸失利益について定期金による賠償を命じることを争った。

第一審（札幌地判平 29・6・23 判時 2420 号 88 頁）・原審（札幌高判平 30・6・29 判時 2420 号 78 頁）とともに、将来介護費用に関して介護の必要性を認めて X<sub>1</sub> の死亡時を終期として定期金賠償を認め、後遺障害逸失利益に関しても 67 歳を終期とする定期金賠償を認めた。

これに対して Y<sub>1</sub> らが上告受理申立て。

**判決の要旨**

上告棄却。

1 「不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、また、損害の公平な分担を図ることをその理念とするところである。このような目的及び理念に照らすと、交通事故に起因する後遺障害による逸失利益という損害につき、将来において取得すべき利益の喪失が現実化する都度これに対応する時期にその利益に対応する定期金の支払をさせるとともに、上記かい離が生ずる場合には民法 117 条によりその是正を図ることができるようにすることが相当と認められる場合があるというべきである。

以上によれば、交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、上記目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は、定期金による賠償の対象となるものと解される。」

2 一時金賠償の場合、後遺障害逸失利益の算定にあたって、その後に被害者が死亡したとしても、特段の事情がない限り、死亡の事実を就労算定可能期間の算定上考慮すべきではないとした最判平 8・4・25（民集 50 巻 5 号 1221 頁）・最判平 8・5・31（民集 50 巻 6 号 1323 頁）（以下ではそれぞれ「平成 8 年 4 月判決」「平成 8 年 5 月判決」とい

う)との関係について、「定期金という方法による場合も、それは、交通事故の時点で発生した1個の損害賠償請求権に基づき、一時金による賠償と同一の損害を対象とするものであり」、「上記特段の事情がないのに、交通事故の被害者が事故後に死亡したことにより、賠償義務を負担する者がその義務の全部又は一部を免れ、他方被害者ないしその遺族が事故により生じた損害の填補を受けることができなくなることは、一時金による賠償と定期金による賠償のいずれの方法によるかにかかわらず、衡平の理念に反する」とし、後遺障害逸失利益について定期金賠償を命じるにあたっても「交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しないと解するのが相当である。」

3 X<sub>1</sub>が本件後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めており、X<sub>1</sub>が本件事故当時4歳の幼児で、高次脳機能障害という後遺障害のために労働能力を全部喪失し、同逸失利益は将来の長期間にわたって逐次現実化するものであるとし、「これらの事情等を総合考慮すると、本件後遺障害による逸失利益を定期金による賠償の対象とすることは、上記損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるというべきである。」

なお、小池裁判官の補足意見がある。

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本件では、交通事故の被害者が後遺障害逸失利益について定期金賠償を求めている場合にこれを認めることができるかが問題になった。

不法行為に基づく損害賠償については、金銭賠償によることを原則としているが(722条1項、417条)、損害賠償の方式が一時金であるか、定期金であるかを規定する民法上の規定はなく、民事訴訟法117条も定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えを認めていることから、定期金賠償それ自体は法手続上問題ない。しかしながら、定期金賠償については履行確保の問

題、紛争解決の一回性・終局性の欠如などのデメリット<sup>1)</sup>も存在するため、慎重な対応が必要とされる。他方で、定期金賠償には、損害額算定の適正化・損害の公平な分担をより正確に行えるというメリットもあることから、一時金方式よりも定期金方式が望ましい場合も存在する<sup>2)</sup>。

後遺障害逸失利益については、平成8年4月判決が交通事故の被害者がその後に死亡した場合、「労働能力の一部喪失による損害は、交通事故の時に一定の内容のものとして発生しているのであるから、交通事故の後に生じた事由によってその内容に消長を来すものではない」として、死亡の事実を考慮せずに就労可能期間を認定して算定すべき(いわゆる継続説)とした。本判決<sup>3)</sup>は、この継続説を前提とした上で、交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金賠償を求めている場合、かつ、相当と認められるときには、就労可能期間を終期とする定期金賠償の対象になるとした点で、先例としての意義がある。

## 二 後遺障害逸失利益に関する定期金賠償の裁判例と学説の状況

1 死亡逸失利益について古くは①神戸地尼崎支判昭36・3・28(交通下民昭和36年度164頁)が死亡した被害者の子の失った「扶養を受ける利益」について定期金賠償を認めており、後遺障害逸失利益については、②名古屋地判昭47・11・29(判時696号205頁)や③札幌地判昭48・1・23(判タ289号163頁)が原告の一時金賠償請求に対して被害者の生存期間が明らかでないとして、定期金賠償を認めた。また④仙台地判昭58・2・16(判時1116号110頁)も、原告が付加給について定期金賠償を求めたもので、定期金方式による方が正確な損害額を算定することができるとして定期金賠償を認めた。

他方で、②の控訴審である⑤名古屋高判昭49・8・30(判時769号53頁)は、余命については平均余命表によってこれを推定するのが相当であるとし、賠償債権者が一時金支払の申立てをしているにもかかわらず、定期金方式を命じることはできないとした。民訴法117条制定後の⑥東京地判平18・3・2(判時1960号53頁)は、「著しい事情の変化が損害額に大きな影響を与えるような場合において、当事者の衡平を図るために、定期

金賠償方式による支払を命じる合理性及び必要性が認められる」とし、後遺障害逸失利益については、民訴法 117 条 1 項があることから定期金賠償を認めうる場合があることは否定できないとしながらも、継続説との関係や、本件において定期金賠償方式によるべき合理性及び必要性がないとして定期金賠償を否定し、一時金による支払を前提として損害額を算定した。

2 学説においては、古くは幼児の逸失利益の算定過程への疑問から死者の逸失利益の相続を否定し、遺族には慰謝料請求権と扶養喪失による定期金請求権のみを認める見解<sup>4)</sup>があった。逸失利益それ自体、多くのフィクションの上で成り立っているものであることは否定できないところであり、このような逸失利益算定上の証明度が著しく軽減されている事態への反省から認定上の厳格性を回復しようとしたのが当初の定期金賠償論であった。そのため、そこでの定期金賠償は、被害者死亡によって終了するのを当然の前提としており、上記定期金賠償を認めた裁判例もこのような前提を踏まえて理解することができる。

そのため、後遺障害逸失利益に関する定期金賠償について否定的な見解がいうように、厳密な算定をしようとする定期金賠償では、「被害者の死亡により賠償が打ち切られる」ため、継続説を前提とすれば採用できないということになる<sup>5)</sup>。肯定的な見解であっても、後遺障害逸失利益について、逸失利益といえども生活のために日々費消されるものであって、「利益」と呼ばれるものの、その実態は費用であるとして将来介護費用との共通性を見出し、定期金賠償が合理的であるとし、被害者が死亡時に定期金賠償も終了するということになる<sup>6)</sup>。他方で、裁判官を中心に継続説を前提として民訴法 117 条 1 項から後遺障害逸失利益について定期金賠償を肯定する見解がみられる<sup>7)</sup>。

また「将来継続的に発生すべき損害」に定期金賠償を認める実践的意義があるところ、逸失利益については不法行為時にすでに生じている損害と理解することによって比較法的に特殊な我が国の相続構成に一応の理論的説明が可能であるとし、逸失利益を「将来継続的に発生すべき損害」として理解する場合、被害者死亡後に相続人が受け取り続ける定期金にどのような意味があるのか疑問

を呈する見解<sup>8)</sup>がある。この見解は、最判平成 8 年の継続説を前提とすると、逸失利益に相当する損害が不法行為時に確定していることから、逸失利益はその損害を評価するための算定手法にすぎないことになり、定期金賠償の対象となる「将来継続的に発生すべき損害」と性質づけることができないとする。

### 三 本判決の検討

1 定期金賠償が主張された経緯を踏まえれば、終期は被害者死亡時になるはずであり、後遺障害逸失利益について継続説を前提とすれば、定期金賠償方式をとることはできないはずである。しかし、定期金賠償方式の終期が被害者死亡時であるというのは、必ずしも定期金賠償方式それ自体から必然的に導かれるものではなく、不法行為法上の損害論において差額説を前提としていることによる。差額説という言葉が意味するものは多様であるが、不法行為によって現実に発生した被害者の財産状態と、仮に当該不法行為がなかったとしたら存在していたであろう被害者の財産上との差額を損害とする差額説の理解<sup>9)</sup>によれば、被害者の財産状態の確定にあたって、これに影響を与えるすべての事情が原則として考慮されることになる。一時金賠償である場合には、事実審口頭弁論終結時まで生じた事情に限られるが、定期金賠償の場合には、主張された経緯にあるように、平均余命表を使用せずにその後の被害者死亡の事情も考慮できることになる<sup>10)</sup>。そのため、本判決は、少なくとも上記差額説的理解によって説明することは困難であり、損害を事実状態として捉える損害事実説の方が親和的といえる。

2 また定期金賠償を「将来継続的に発生しない、具体化する損害につき、回帰的に給付される金銭」<sup>11)</sup>と定義すれば、逸失利益が不法行為時にすでに発生している損害であることから、定期金賠償の対象とは本来なり得ない<sup>12)</sup>。しかし、民訴法 117 条は、定期金賠償による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えについて規定し、定期金賠償は「請求権の具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質の損害」について認められるとされており<sup>13)</sup>、この点については、解釈に委ねられていた。本判決のように損害の発生と現実化を分けることによって、後遺

障害逸失利益が将来の時間的経過に依存する結果、定期金賠償の対象とすることは可能であろう。しかし、このような理解で定期金賠償を認めるのであれば、依然として被害者の死亡をどう取り扱うかについては、最判平成8年との関係性を検討しなければならない。

3 最判平成8年は、一時金賠償方式の事案であり、継続説をとる理由付けのひとつとして不法行為時にすでに損害が発生していることを挙げている。この損害の発生時期が一時金方式ゆえの抑制という理解<sup>14)</sup>からすれば、定期金方式は当然にその射程に含まれるわけではない。したがって、一時金賠償の場合には、就労可能期間までを考慮して算定し、定期金賠償の場合には、死亡時を終期とすることも不利益の克服方法の違いによって「損害の金銭評価」が異なるにすぎないということも不可能ではなかった<sup>15)</sup>。しかし、本判決は、交通事故の被害者が事故後にたまたま別の原因で死亡した平成8年4月判決が被害者の死亡によって賠償義務を負担する者がその義務の全部又は一部を免れ、他方被害者とその遺族が事故により生じた損害のてん補を受けることができなくなるのは衡平に反するとし、特に被害者が事故後別の事故によって死亡した平成8年5月判決が被害者死亡後の逸失利益も認めることによって被害者が被った全損害について賠償を受けることができるという論理を、衡平性から一時金方式に限られたものではないとして、定期金賠償の事案でも被害者の死亡を終期としなかった。

したがって、本判決の論理は、必ずしも損害論に裏付けられたものではなく、また被害者死亡後も相続人に定期金賠償が支払われる違和感は、死亡逸失利益の相続構成と同様のものを含んでおり、本判決が逸失利益それ自体の理論的あいまいさを再度浮き彫りにしたことは間違いない。なお、小池裁判官によって継続説の不都合に対応するために、被害者死亡によってその後の期間について後遺障害等の変動可能性がなくなったとして、損害算定の基礎にかかわる事情に著しい変更が生じたものと解して、民訴法117条による定期金賠償判決の変更の訴えの活用について言及がなされている。

本判決は「交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合」と限定しているものの、定期金賠償を認める相当性が本判決からは必ずしも明らかではなく、比較的その射程が広い可能性を包含しており、また原告が定期金賠償を求めている場合に限られるのか<sup>16)</sup>についても今後の裁判例の集積が待たれる。

#### ●——注

- 1) 池田辰夫「定期金賠償の問題点」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟法講座4』（日本評論社、1982年）252頁以下。
- 2) 将来介護費用については、最判平11・12・20民集53巻9号2038頁が交通事故の被害者の死亡時までに限定される（いわゆる切斷説）としたことから、定期金方式が望ましいとされる。
- 3) 本判決の評釈として加藤新太郎「判批」NBL1177号（2020年）67頁、また原審の評釈として高橋眞「本件原審判批」リマークス60号（2020年）54頁がある。
- 4) 倉田卓次「定期金賠償試論」判タ179号（1965年）25頁。
- 5) 浦川道太郎「一時金賠償と定期金賠償」伊藤文夫編集代表『人身損害賠償法の理論と実践』（保険毎日新聞社、2018年）324頁。
- 6) 高橋・前掲注3）57頁。
- 7) 石田憲一「定期金賠償の動向」東京三弁護士会交通事故処理委員会編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準2004』（日弁連交通事故相談センター、2004年）514頁以下、白石史子「定期金賠償の諸問題」森富義明＝村主隆行編『交通関係訴訟の実務』（商事法務、2016年）280頁以下、藤村和夫ほか編『実務交通事故訴訟大系第3巻 損害と保険』（ぎょうせい、2018年）812頁以下〔中國浩一郎〕などがある。
- 8) 窪田充見「逸失利益の定期金賠償についての覚書」神戸68巻4号（2019年）52頁以下。
- 9) 損害論については、潮見佳男「財産的損害概念についての一考察」判タ687号（1989年）4頁、高橋眞「損害論」『民法講座 別巻1』（有斐閣、1990年）245頁以下。
- 10) 倉田・前掲注4）22頁。
- 11) 高橋眞「定期金賠償」ジュリ1126号（1998年）246頁。
- 12) 窪田充見「定期金賠償の課題と役割」ジュリ1403号（2010年）56頁。
- 13) 法務省民事局参事官室『一問一答新民事訴訟法』（商事法務研究会、1996年）131頁。また柳田幸三＝竹下守夫「研究会・新民事訴訟法をめぐって⑧」ジュリ1112号（1997年）109頁も参照。
- 14) 河邊義典「判解」最判解民事篇平成11年度（下）1043頁。
- 15) 高橋・前掲注3）57頁。
- 16) この点については加藤新太郎「定期金賠償請求と処分権主義」NBL（2017年）74頁参照。

#### 四 残された問題